

令和4年6月13日から運用開始予定

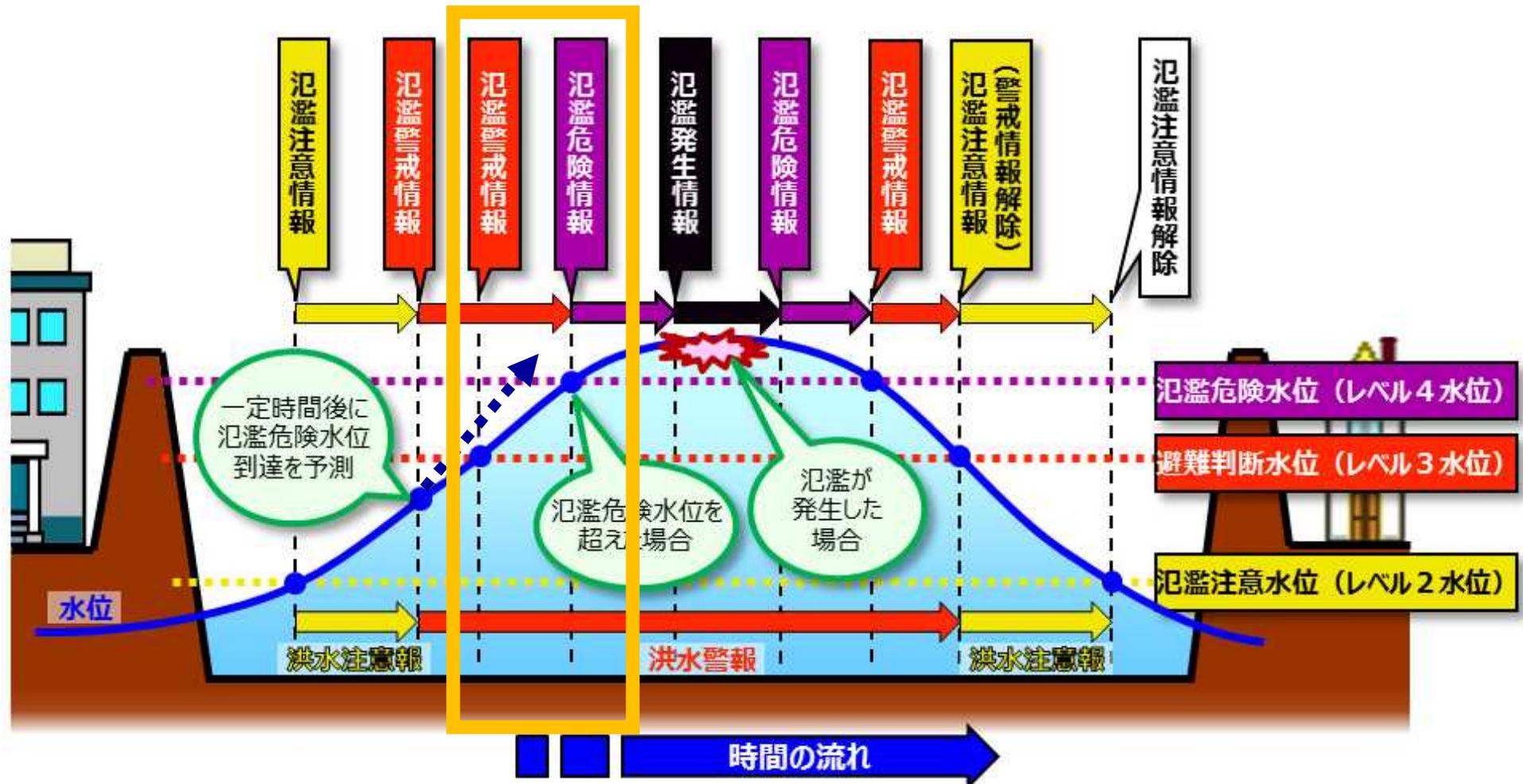
洪水予報の種類等と発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

国が行う洪水予報の運用変更（氾濫危険情報の発表前倒し）について

現在

実況水位が氾濫危険水位に到達した場合に、
氾濫危険情報（警戒レベル4相当；避難指示の目安）を発表



国が行う洪水予報の運用変更（氾濫危険情報の発表前倒し）について

改善後

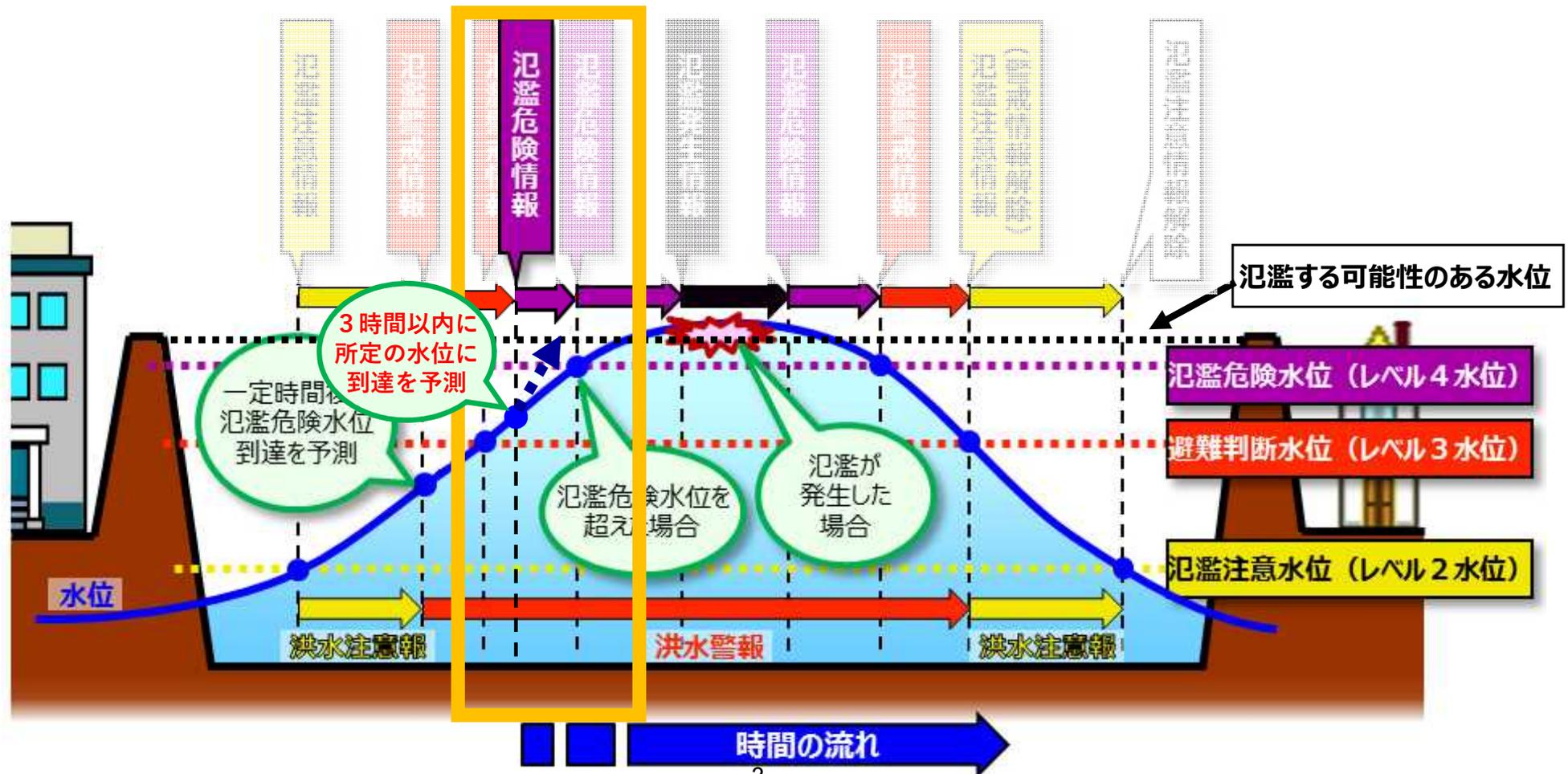
従来の運用に加えて

3時間先までの予測水位が、氾濫する可能性のある水位に到達した場合に、

氾濫危険情報（警戒レベル4相当；避難指示の目安）を発表

これにより、氾濫危険水位の設定時に考慮した条件を上回る急激な水位上昇に対応し、

これまでの運用より早い段階から警戒を呼びかけることが可能になる。



国が行う洪水予報の運用変更（氾濫危険情報の発表前倒し）について

予測に基づく氾濫危険情報は、新しい見出し及び主文で発表されます。

見出し

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】〇〇川では、急激な水位の上昇により、氾濫のおそれあり

主文

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、急激な水位の上昇により、今後、氾濫危険水位を超過する見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

正規

ろっかくがわ
六角川氾濫危険情報

六角川洪水予報第11号
洪水警報
令和3年08月14日17時40分

おほせきせんじしよ きがもろましようだい
武雄河川事務所 佐賀地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】ろっかくがわ六角川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。ろっかくがわ しおみほし六角川の潮見橋水位観測所(武雄市)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。ろっかくがわ六角川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、武雄市、嬉野市、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に60ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

13日17時30分~14日17時30分	14日17時30分~14日20時30分
---------------------	---------------------

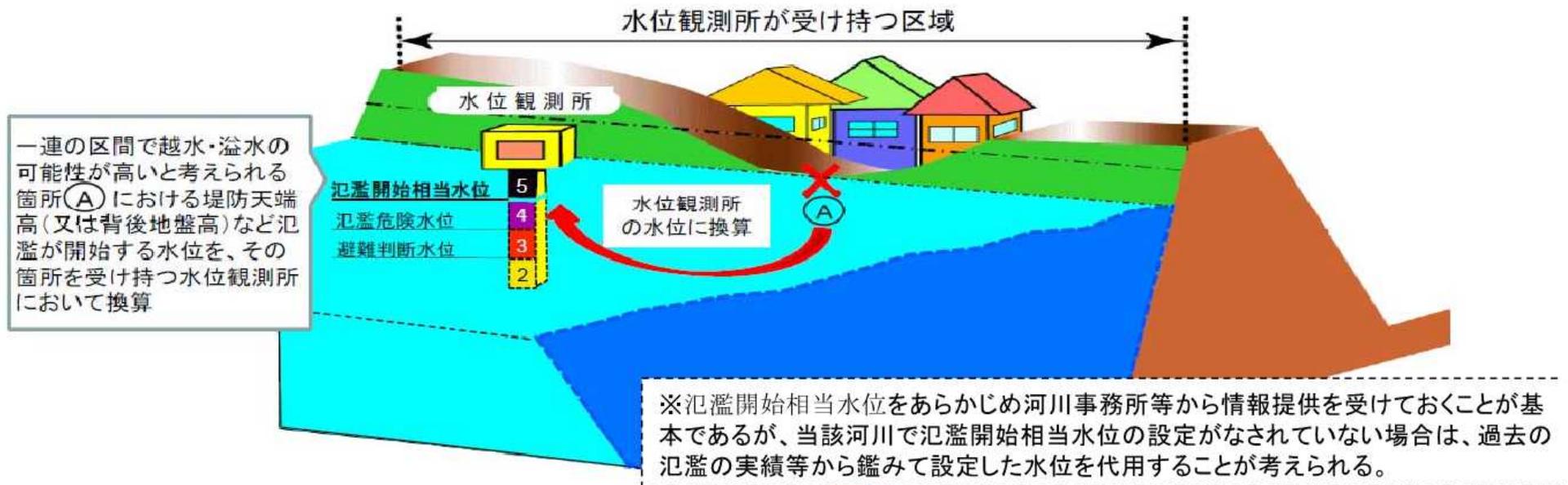
```
<Headline>  
<Text>【警戒レベル4相当情報 [洪水]】六角川では、…….</Text>  
<Information type="指定河川洪水予報 (予報区域)">  
<Item>  
<Kind>  
<Name>氾濫危険情報</Name>  
<Code>41</Code>  
<Condition>洪水警報</Condition>  
</Kind>
```

```
<Body>  
<Warning type="指定河川洪水予報">  
<Item>  
<Kind>  
<Property>  
<Type>主文</Type>  
<Text>  
【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。……  
</Text>  
</Property>
```


(参考)

氾濫開始相当水位について（詳細はガイドラインP58参照）

- ガイドラインでは、ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高（又は背後地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位を「氾濫開始相当水位」と呼称することとする。
- 令和3年の災対法改正以前の「警戒レベル5災害発生情報」は、氾濫発生を確認してからのみ市町村長が発令することができる情報であったが、「警戒レベル5緊急安全確保」の発令基準の設定例は、以下のようになっている。
 - （実況の）水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達したとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）
- こうすることにより、
 - ①一連の区間で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において、越水・溢水を確認できておらずとも、計算上、氾濫開始相当水位が堤防天端高に到達した時点で「警戒レベル5緊急安全確保」を発令することができるようになる。
 - ②平時に明確な発令基準を設定することができる。



資料：内閣府